

第16回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年7月5日(月)午後1時15分から午後3時48分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 齋藤弘子, 錫谷達夫, 高世三郎(委員長), 高橋一郎, 高橋文郎,
寺島由浩, 松谷佳樹, 松本裕, 山崎捷子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

國分簡裁掌理裁判官, 大内事務局長, 國分民事首席書記官, 海藤事務局次長,
佐藤総務課長, 高橋簡裁庶務課長

(庶務)

平塚総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(佐藤総務課長)

2 委員の交代等

4月1日付け異動で鈴木信行委員が退任したため, 後任に松谷佳樹委員が任命され, 1名欠員であったところに5月6日付けで齋藤弘子委員が任命された。

なお, 地裁委員会規則第6条第3項に定める委員長に事故がある場合の代理者として, 6月16日付けで松谷佳樹委員が指名された。

3 新任委員の自己紹介

4 議事及び質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】

(1) 過払金返還請求訴訟事件について(説明)

○ 訴訟事件の終局区分ごとの既済件数で, 平成21年の取下げが多いが, これは
どういったケースなのか。

- ◎ 当事者間で電話等を利用し、裁判所外で交渉を続けて、話がまとまって取下げになったものが多い。
- 平成20年と平成21年では、取下げ件数も急激に増えているが、これは過払金返還請求事件が増えているということか。
- ◎ ほとんどがそのようなケースである。体力のない貸金業者を相手にする当事者の中には、ある程度で和解した方が得策だと考えるところが出てきているものと思われる。
- 平成21年では確かにこのような数値であるが、最近では取下げで終局している件数が減っているようである。そこで簡易裁判所では新たな取り組みをしているところである。
- 最近では業者に支払能力がなくなってきている印象があり、訴訟外の和解による取下げで終局する事件が少なくなってきている。例えば大手の貸金業者でも、一括返済は無理なので分割払いにして欲しいとか、弱小業者にいたっては、ほとんど支払ができないから、手続を先延ばしにしたり、無理に控訴する事件が多い印象である。最近では、地裁に係属する簡裁の控訴事件が異常に増えている状況である。
- 平成15年4月から司法書士法が改正され、認定を受けた司法書士が簡裁での一定の訴訟代理行為を行うことができるようになった。福島県内には約280名の司法書士がいるが、そのうち半数が訴訟代理業務を行える状況である。2、3年前までは、裁判外で業者と交渉すれば過払金が直ぐに返ってきていたが、最近は、そうではなくなってきている。司法書士の中には、ビジネス的に関わっているものがあり、争点がないにもかかわらず訴訟を提起するといった者もいる。本来は多重債務者の救済の一部として業務を行っていたものが、ある一定の司法書士はそうではないのが実態である。
- 和解で決まる金額は、もともとの請求金額のどのくらいの割合になるのか。また、判決の場合は請求金額の何割が認められているのか。
- ◎ 判決は事案によってまちまちであり、場合によっては請求棄却もありうるので一概

には言えない。和解は、裁判所で相当ではないと認めない限り当事者間の意向により決まるものであり、結果的には請求額の7割から8割程度が多いという印象はある。また、体力のない業者が相手の場合、請求金額の一割にも満たない金額で和解する場合もあり、ケース・バイ・ケースである。

- 弁護士の場合、業者に対して取引開示請求を行えば、直ぐに、過払金がいくらで何割カットの分割を希望しているか回答が出てくるため、ほとんど事前交渉のみで済んでいる。以前は2, 3割カットでの話し合いであったが、現在は5割カットが当たり前となっているようだ。
- 過払金返還請求訴訟事件を弁護士に依頼するケースは、金額によって分けられているのか。
- ◎ データがないのでわからない。
- 実情に応じて対応するようにしているが、全体の状況は必ずしも明らかではない。
- 司法書士は、簡裁の事物管轄である1事件140万円を超えない事件について訴訟代理を行ったり、本人訴訟の形で訴状を作成し裁判所に提出をしたりしているが、その報酬について一つの基準となるのは、法テラスの成功報酬事例である。例えば、任意交渉の場合は15パーセント、裁判で過払金返還に成功した場合は18パーセントというのが一つの目安になる。司法書士は、業者との交渉を頑張っているが、やむを得ず訴訟になる場合が増えていると感じる。司法書士会で立ち上げた調停センターについては、個人対個人の争訟を想定しており、過払金返還請求についてはなじまないと考えている。これまで調停センターには2件の申し立てがあったが、成立はしていない。相談については7件を取り扱った。
- 過払金返還請求訴訟で取り扱う事例は、何年前からの取引なのか。
- 請求権自体が10年で消滅時効にかかるので、それより短い期間のものになろう。平成18年に出された期限の利益喪失特約に関する最高裁判例が与えた影響が大きかったと考えている。
- 今後どのような事件の津波がくるかわからないが、少額で身近な市民の紛争を扱

う簡易裁判所にとって今回の過払金返還請求事件の処理は、貴重な経験になったと感じている。

(2) 裁判員制度広報について(説明)

○ 裁判所の評議等については、裁判員の方々から非常に分かりやすいと聞いているところであるが、郡山支部1号事件では、裁判員候補者の出頭率が極めて低かったし、前回の郡山支部の裁判員裁判でも同様に低かった。それに対し福島地裁本庁での裁判員候補者の出頭率はそこそこである。裁判所では出頭率の低さの原因等についてどのようにお考えか。

● 郡山支部の裁判員裁判は事件の種類も多く、罪名を見ると殺人や強盗致傷といった犯罪が多い。本庁との間に出頭率の差があるとすれば、そのような事情が関係していることが考えられるが、いずれにしても郡山支部においても70%以上の出頭率であったことからすれば、特に問題がある状況であるとは認識していない。裁判員候補者の出頭率について注視していきたい。

○ 裁判員制度が始まった当初は、重い刑で裁判員として参加することに拒絶反応が見られたところであるが、実際に参加した方々の感想等をテレビで拝見すると、裁判官の説明が易しいし、理解できるといった感想や、実際参加してみると考えていたほどではなかったといった声が聞かれ、拒絶反応はかなり減っていると感じている。このような実態であることをもっと伝えたらよいのではないか。場合によっては参加してみたいと考える若い人も増えているようなので、そう心配はいらないと思う。

ところで、裁判員裁判で控訴になった事件のうち、控訴審で覆った事件はあるか。また、控訴事件の結果についてはフォローしているのか。

◎ 制度上、裁判員経験者に対し、事件が確定したとか控訴になったとかを通知する規定はないが、裁判員経験者から結果を教えて欲しい旨の申し出があった場合には回答したいと考えている。これまで裁判員裁判が控訴審で破棄・自判されたものは1件と認識しているが、これは一審判決後に被害弁償した等の被告人に有利な事情を酌んでなされたものである。これらのことから、裁判員裁判は、国民の良識が

反映された信頼できる判断であると思っている。

○ 裁判員経験者は、守秘義務について非常に心理的な負担感があると思うが、裁判所としては、そのような悩みを抱える裁判員経験者に対し、どのようなフォローをするのか。

◎ 守秘義務は、裁判の公平さや裁判に対する信頼を確保するため、自由闊達な評議を行うために必要であることを御理解いただきたい。守秘義務が重荷であることは理解できる。裁判員経験者から守秘義務について相談があれば、いつでも対応させていただく。また、希望があれば無料で5回までカウンセラーによるカウンセリングを受けていただく制度もある。

5 次回の予定等について

(1) 次回議題は、追って設定することとした。

(2) 次回開催期日を平成23年2月7日(月)午後1時15分とすることです承された。

6 閉会